明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一六）　一
〔告　示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務七七）　五
○平成二十八年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件（文部科学五二）　三
○石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示（経済産業五二）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
国立研究開発法人理化学研究所平成二十六事業年度財務諸表、工事一部完了（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○総務省令第十六号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十七日

総務大臣　山本　早苗

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第三十一号、第四十号、第四十五号及び第五十三号」を「第二十八号、第三十一号、第四十三号、第五十一号、第五十五号から第五十七号まで、第五十九号、第六十号及び第六十四号」に改め、同号の表第六号算式の符号Ｂ中「借り入れた地方債」の下に「（緊急防災・減災事業債を除く。）」を加え、同表第十八号算式中「155,100円」を「157,100円」に改め、同表中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表第二十九号中「及びアスベスト改修事業」を削り、「〇・五」の下に「（民間の要緊急安全確認大規模建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。）のうち防災拠点として道府県が指定したものに対する耐震改修に要する経費にあつては〇・七）」を加え、同号を同表第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九　アスベスト改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。	国の補助を受けて実施するアスベスト改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
第四条第一項第一号の表中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げ、第四十号を削り、第四十一号を第三十九号とし、第四十二号から第五十三号までを二号ずつ繰り上げ、同表第五十四号中「国の行う農地・農業用水等の保全のための地域による共同活動に対する支援及び自然環境の保全に資する農業生産活動に対する支援と連携を図り当該道府県が当該年度に」を「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づいて」に、「一一二、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同号を同表第五十二号とし、同表第五十三号とし、同表第五十六号算式の符号Ａ中「当該年度」を「前年度の２月１日から当該年度」に改め、同号を同表第五十四号とし、同表に次の十号を加える。	
五十五　地域公共交通再編推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。	次の算式によつて算定した額とする。 算式 （Ａ＋Ｂ）×0.5 算式の符号 Ａ　公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第７項に規定する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。） Ｂ　一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
五十六　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。	